

永栄園（泊勤常設園）労働争議

- 一、名 稱 永 栄 園
- 二、所 在 地 飯 塚 市
- 三、事 業 主 徳 永 幸 一
- 四、従 業 員 七名（説明者四名、柴土二名）
- 五、参加人員 五名
- 六、被生年月日 昭和十年八月一日
- 七、解決年月日 同 年十月一日
- 八、發生原因  
トイキー映画を主とする為説明者に冗員を生ずるに至り七月三十一日説明者一名に對し解雇申渡しなしたるに由る。
- 九、要求並に經過  
被解雇者は解雇手當（半月分一七、四五〇）  
別金五圓）の少額

別金五圓）の少額

なるに不満を抱き飯塚市所在西映園従業員を以て組織する映画交親會に報告して其の援助を求めたので、同會幹部二名は翌八月一日事業主に對し退職手當の増額を要求したるところ拒絶せられ且つ遠からず他の説明者も解雇する旨言明されたので、一両黨を以て西映園の和米園主の糾弾、聲明書の發表、交親會の應援並に九州映画園主及び従業員に飛越して被解雇者の救済運動を起すこと等を決定したのである。

かくて八月三日被解雇者は交親會の應援の下に聲明書の發表被又の撤布をなしたのである。

而して一方平常勤従業員は五日園主より招致されて近く更に減員する旨申渡されたので、之れが西映園の結果、園主との交渉を極度に感動的にすること、解雇手當最低五ヶ月分を要求することを決定し、起えて九月次の要求覚悟を